



## まもろうネットニュース第33号

～登別市消費者被害防止ネットワークニュース～

発行日：令和7年1月25日

発行：登別市消費者被害防止ネットワーク

【事務局】登別市役所内：登別市消費生活センター（85-3491）



### 《消費者被害を未然に防ぎましょう》

市内では、次のような相談が増えております。

#### ◆不審な電話に注意 ～2時間後に電話が使えなくなる～

自宅の固定電話に、実在する会社名を使って電話があり、自動音声で「あと2時間後に電話が停止する。1番を押すとオペレーターにつながります。」と案内されて、オペレーターを名乗る人より、氏名、生年月日、マイナンバーカード番号等の個人情報を聞き出そうとする電話が多く入っています。

個人情報を伝えてしまうとトラブルに巻き込まれる危険性が高まります。



#### 【ポイント】

- 1 被害を防ぐためには：非通知や心当たりのない電話には出ないようにしましょう。
- 2 電話に出てしまった場合は：個人情報を聞かれてもすぐに答えず電話を切ってください。
- 3 電話機は：ナンバーディスプレイで電話番号を確認してから出るか留守番電話機能を利用しましょう。

#### ◆ネガティブオプション（送り付け商法）の代金支払いは不要です！

注文や契約をしていないにもかかわらず、一方的に商品を送り付けられることを「ネガティブオプション（送り付け商法）」といいます。

令和3年7月6日から、特定商取引法が改正され、一方的に送り付けられた商品は直ちに処分することができるようになりました。ネガティブオプションの場合、お金を支払う必要はありません。

#### 【ポイント】

- 1 贈答品や配送ミスなどの可能性があります。一方的に送り付けられた商品は直ちに処分することができますが、家族などに心当たりがないか、まずは確認しましょう。また、自分で注文をしたことを忘れていないか思い返してみましょう。
- 2 商品を開封・処分してもお金の支払いは不要です。



対応や判断に不安・お困りの時、不審に思った場合、トラブルに遭った場合は  
登別市役所内：登別市消費生活センター（☎85-3491）までお気軽にご連絡ください！

※裏面もお読みください

## 見守り 新鮮情報

20年以上前に製造された**石油ファンヒーター**を使用している。灯油が残った状態でカートリッジ式のタンクに給油しようと、タンクを持ち上げたら、**灯油が漏れた**。危ないのでメーカーに苦情を申し出たら「**機器が古い**ため、フィルター周辺部品の**劣化の可能性**がある。そのフィルターはもう製造していない」と言われた。古い製品だが、使用を続けたいと思っている。 (70歳代)



©Kurosaki Gen

# 重大な事故 につながる おそれも! 長期使用の 石油ファンヒーター

## ひとこと助言

異常を感じたら  
使用中止!



見守るくん

- 石油ファンヒーターは、長く使用しているうちに、熱や湿気、ほこりなどの影響で部品が劣化して発煙・発火し、場合によっては火災などの重大な事故につながる可能性があります。
- 業界団体等では、石油ファンヒーターの点検・取替の目安を8年としています。たとえ年数が経っていても、機器に異常を感じたら、ただちに使用を中止してメーカーや販売店に点検・修理を依頼してください。
- 石油ファンヒーターを含む「石油ストーブ」は、消費生活用製品安全法の特定製品として指定されており、国により安全基準が定められています。PSCマークがついている石油ファンヒーターは、カートリッジタンクのふたが改善され、また、給油時消火装置や不完全燃焼防止装置の設置が義務付けられるなど安全性が強化されています。
- 安全のためには製品の買い替えも検討しましょう。